

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 牛深市魚貫町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点天第154号(牛深市魚貫町須崎鼻北西端)
 基点2 熊本県漁場基点天第156号(牛深市魚貫町鳶松の鼻南端)
 ア 基点1と牛深市魚貫町仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・40メートルのところ
 イ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ325度・70メートルのところ
 ウ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・130メートルのところ
 エ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・215メートルのところ
 オ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・100メートルのところ
 カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ341度・150メートルのところ
 キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ313度・190メートルのところ
 ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ310度15分・290メートルのところ
 ケ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ341度30分・375メートルのところ
 コ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ346度30分・325メートルのところ
- 2 地元地区 牛深市魚貫町
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 漁場計画番号 天区第118号
- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 牛深市魚貫町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点天第154号(牛深市魚貫町須崎鼻北西端)
 ア 基点1と牛深市魚貫町仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・120メートルのところ
 イ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ82度・220メートルのところ
 ウ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ134度15分・250メートルのところ
 エ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ142度30分・260メートルのところ
 オ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ150度45分・360メートルのところ
 カ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ157度45分・345メートルのところ
- 2 地元地区 牛深市魚貫町
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 漁場計画番号 天区第119号
- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 天草郡倉岳町棚底地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点天第224号(落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ228度10分の線が天草郡倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)
 ア 基点1と天草郡倉岳町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ0度10分・470メートルのところ
 イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・245メートルのところ
 ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・300メートルのところ
 エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ342度15分・505メー